

桑名市LINE公式アカウント連携サービス
利用契約に係るプロポーザル実施要領

令和4年6月

桑名市市長公室

デジタル推進課

1. 業務名

桑名市LINE公式アカウント連携サービス利用契約

2. 業務の背景と目的

桑名市LINE公式アカウントを通じ、桑名市の行政情報、イベント、防災に関する情報など、様々な情報を効率的かつ確実に市民へ届けるとともに、市民サービスの向上及び業務の効率化を図るための機能を拡張したLINEメッセージングサービスの導入及び運用を行う。

本実施要領は、上記の目的を果たすため、本業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

3. 業務概要

(1) 業務の内容

別紙「桑名市LINE公式アカウント連携サービス利用契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和6年8月31日まで。

契約締結日から令和4年8月31日まではサービス構築期間とし、令和4年9月1日に本格稼働を行う。詳細なスケジュールについては、協議の上決定することとする。

(3) 提案上限額（初期経費及びサポート等経費を含む）

3,960,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし初年度の提案上限額は1,155,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、初期構築費用を初年度に含めること。

4. 参加資格要件

参加者は、第7項参加申出によるデータの提出時点において、次に示す要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年8月30日告示第159号）による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び

刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。

- (6) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

5. スケジュール

本業務に係る優先交渉権者選定の主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により予定が変更となる場合がある。

・ 公募開始日	令和4年6月27日（月）
・ 質問受付期限	令和4年7月 1日（金）午後3時
・ 質問回答期限	令和4年7月 6日（水）
・ 参加申出書等提出期限	令和4年7月11日（月）午後5時
・ 当市から事業者への質問期限	令和4年7月15日（金）
・ 事業者からの質問回答期限	令和4年7月20日（水）午後3時
・ 受託候補者選定	令和4年7月下旬
※結果に関わらず全参加者に通知する。	
・ 契約締結予定	令和4年7月下旬
※この日程は都合により変更する場合がある。	

6. 質問受付について

質問は次の方法により受け、本業務に直接関係しない事項、電話及び口頭での質問は受けない。

(1) 質問方法

質問書（様式1）（データ）を下記受付フォームから提出すること。

(2) 質問受付期限

令和4年7月1日（金）午後3時必着

(3) 受付フォームURL

<https://logoform.jp/form/XAEm/109194>

(4) 質問に対する回答

令和4年7月6日（水）までに、桑名市ホームページに掲載する。

URL <https://www.city.kuwana.lg.jp/>

7. 参加申出

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領等の内容を十分に理解したうえで、次のとおり参加の申出を行うこと。なお、提出データの形式は全てMicrosoft OfficeまたはAdobe Acrobat Readerに対応したものにすること。

(1) 提出データ

- ① 参加申出書（様式2）
- ② 導入実績一覧（様式3）
- ③ 事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット、冊子等のデータも可）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 提案サービスのデモ環境用のアカウント情報等（任意様式）
- ⑥ デモ環境で使用する操作マニュアル（オンラインヘルプでも可とする）（任意様式）
- ⑦ 見積書（消費税及び地方消費税を含む額）（様式4）

(2) 提出期限 令和4年7月11日（月）午後5時

(3) 提出方法 参加申込書等（データ）を下記受付フォームから提出すること。

URL <https://logoform.jp/form/XAEm/109220>

8. 企画提案書

(1) 様式

- ① 用紙の大きさはA4判とし、表紙、目次を除く10ページ以内で作成し、通し番号を付記すること。
- ② 縦・横いずれも可とする。

(2) 記載項目

以下の観点を踏まえて、企画提案書を記載すること。

- ① 本業務の基本的な考え方、サービスの概要について
- ② 業務実施体制
- ③ 保守及び運用サポート体制・バージョンアップ対応
- ④ 申請データ・アンケートデータの取り扱い及びデータ消去について、セキュリティ対策・障害時対応について
- ⑤ 拡張性・追加提案等

9. 見積書

(1) 記載項目

以下の項目を見積書に記載すること。

- ① 企画提案書に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積書に含むこと。

- ② 追加提案等も含めた見積書の記載金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。
- ③ 初期構築経費とサポート等運用経費を各年度ごとに記載すること。
- ④ 初年度の提案上限額は1, 155, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、見積書の記載金額が、提案上限額を超過した場合は失格となる。
- ⑤ 日本円で消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

10. デモ環境の提供について

デモ環境において実際に管理画面を操作し、仕様書記載の機能要件、操作性を評価する。なお、評価内容は以下のとおりとする。操作マニュアル（オンラインヘルプでも可）を送付すること。

- (1) セグメント配信機能に関する機能要件及び操作性
- (2) リッチメニュー機能・メッセージオブジェクトに関する機能要件及び操作性
- (3) オンライン申請・アンケート機能に関する機能要件及び操作性
- (4) レポート機能に関する機能要件及び操作性
- (5) 管理機能に関する機能要件及び操作性
- (6) 管理機能に関するデザイン・ユーザビリティ

11. 選考方法

桑名市LINE公式アカウント連携サービス利用契約選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、桑名市LINE公式アカウント連携サービス利用契約に係るプロポーザル評価基準書（以下「評価基準書」という。）に基づき審査する。

(1) 書類審査

企画提案書、見積書等、提出された書類の審査を行う。

(2) デモ環境による操作

企画提案内容をより理解するため、デモ環境において実際に管理画面を操作し、仕様書記載の機能要件及び操作性を評価する

(3) 候補者選定

書類審査及びデモ環境による操作の採点結果より、最高得点者を優先交渉権者に決定する。参加者には文書で結果を通知し、桑名市ホームページ上で優先交渉権者を公表する。（選定の理由、選考結果に対する問合せ、異議には応じない。）

優先交渉権者と契約締結協議を行うものとするが、協議が整わなかった場合は、次点の者と契約締結協議を行う。

1 2. 参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、本プロポーザル参加資格を取消し、提出された提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出に係る書類を提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合。
- (2) 見積額が提案上限額を超えている場合。
- (3) 提出書類（データ）に記載された内容が虚偽であった場合。
- (4) 仕様書記載の機能要件（非機能要件含む）が実装及び履行されない場合。
- (5) 上記各号に該当するほか、著しく信義に反すると認められる場合。

1 3. 留意事項・その他

- (1) 提出書類（データ）については、選考後においても返却しないものとする。また、提出書類（データ）の提出後の変更、再提出等は認めない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 本業務の受託者は、業務を一括して第三者へ委託等することができないこととする。なお、受託者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ桑名市の承諾を得なければならない。
- (4) 提出書類（データ）の著作権は、参加者に帰属する。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、桑名市情報公開条例（平成29年3月27日条例第1号）に基づき、提出書類（データ）を公開する。
- (6) 参加申出に係る書類を提出以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 本業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。発注者は、契約締結の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
- (8) 受託者は、本業務を履行するにあたって知りえた情報の漏洩を防止するための適切な措置を講じること。また知り得た情報を、本市の書面による承諾を得ることなくその目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。また、受託者は本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務を完了した後も、また同様とする。
- (9) 毎月の利用料の支払いは、利用期間の開始月からとし、受託者が毎月、月末以降の適法な請求書等をもって請求するものとする。なお、初期構築費用は利用初月の支払いに含むものとする。